

意匠権	判決年月日	令和6年12月19日	担当部	知財高裁第3部
	事件番号	令和6年(行ケ)第10034号		
○ 意匠に係る物品を「容器入り飲料」とする意匠登録出願につき、意匠登録を受けることができる意匠に該当せず、登録を受けることができないとされた事例。				

(事件類型) 拒絶査定不服取消 (結論) 請求棄却

(関連条文) 意匠法2条1項、6条4項

(関連する権利番号等) 意願2022-000060

(審決) 不服2023-11292号

判 決 要 旨

1 原告は、意匠に係る物品を「容器入り飲料」として意匠登録出願（本願。別紙「本願意匠（意願2022-000060）」）をしたが、拒絶査定を受けたことから、拒絶査定不服審判を請求した（不服2023-11292号）。これに対し特許庁が請求不成立の審決（本件審決）をしたので、原告は、本件訴えを提起した。

2 本件審決の理由の要旨は、意匠法が保護の対象とする意匠のうち、物品の形状等に係る意匠は、市場で流通する有体物である動産の定形性を有する形状等であって、人が視覚を通じてその形状等を認識することができ、その結果、人に美感を起こさせる、という全ての要件を満たすものでなければならぬところ、本願意匠に係る物品「容器入り飲料」の開蓋時に容器内方に現れる濃褐色の液体及びその上方を順次覆うように出現する乳白色の気泡の形状等を主要な構成要素とする開蓋時における本願部分の形状等は、意匠法上の意匠を構成するものとはいえないから、本願意匠は、意匠法2条1項に規定する意匠を構成するものとは認められないというものである。

3 原告が主張する本件審決の取消事由は、本願意匠の意匠該当性についての判断の誤りである。

4 本判決は、以下のとおり判示して原告の請求を棄却した。

(1) 本願意匠は、【意匠に係る物品】を「容器入り飲料」とし、開蓋時における容器の形状等から、開蓋時における容器及び容器内の発泡性飲料の起泡の形状等まで、その変化の前後にわたる「容器入り飲料」の形状等について意匠登録を受けようとするものであり、いわゆる動的意匠として登録を受けようとするものである。

(2) 動的意匠については、組物の意匠（意匠法8条）等とは異なり、通常在意匠と同様に、一意匠一出願の要件（意匠法7条）を含め、意匠法2条、3条等に定められた意匠一般の要件を満たすことが必要である。

意匠法2条1項の規定によれば意匠は物品の形状等であることが必要であるところ、文献の記載も参酌すると、そこにいう物品の形状とは、その物品の属性として一定の期間、一定の形状があり、その形状認識の資料である境界を捉えることのできる定形性が必要で

あるところ、その形状が変化する場合においては、その変化の態様に一定の規則性があるか変化する形状が定常的なものであることが必要であると解される。

(3) 加えて、動的意匠について定める現行意匠法6条4項（平成10年法律第51号による改正前の意匠法6条5項）は、昭和34年法律第125号による改正により導入されたものであるところ、改正の過程において、「可撓鉄線の玩具」の例を挙げこれを動的意匠として保護すべきかについて、「その場合は一定の形がないから意匠の対象にならない」とされ、具体的な形状が様々の不規則な変化をし、形状の変化の推移に再現性がないために一定の形状を特定し得ない状態のものは、意匠法上の「意匠」として認められないものと解された。一方、「ビックリ箱」については、縮んだ状態から延び切った状態へと遷移する状態について、最初の形状と変化後の形状とを示すことができることから、上記「可撓性玩具」とは異なるものとされた。

これら議論を踏まえ、当初、動的意匠を「意匠に係る物品の形状・・・が・・・変化する場合において、その変化の前後の形状」の意匠を出願する場合を保護の対象として想定したが、これは複数意匠ではないかとの指摘を受け、上記「変化の前後の形状」との記載を修整することとした。

そして、物品自身が動くことは物品そのものであると考え、動的意匠が一意匠であることを前提とした上で、特別の例外規定を置くことなく、「その変化の前後にわたるその物品の形状」との文言に修正することとした。このように、動的意匠における物品の形状は、その変化の前後にわたるいずれの状態においても、意匠法上の物品に必要とされる形状についての要件を満たすことが前提とされていた。

これらを踏まえると、意匠法6条4項に定める動的意匠のうち物品の形状が変化するものについて、その物品の形状は、変化の前後にわたるいずれの状態においても、意匠法上の物品としての要件、すなわち物品の属性として一定の期間、一定の形状があり、その形状認識の資料である境界を捉えることのできる定形性があり、その変化の態様に一定の規則性があるか変化する形状が定常的なものであることが必要であると解される。

(4) 動的意匠であり、かつ部分意匠である本願意匠につき、意匠登録を受けようとする意匠は、容器の蓋の開栓により変化する形状等であって、変化前である閉蓋時は、容器上面の蓋部の周囲に位置する大径リング状縁部の形状等であり、変化後である開蓋時は、大径リング状縁部の形状等に加え、その内方に現れる、容器内部の一部、濃褐色の液体及び液体の上方を順次覆うように出現する乳白色の気泡の形状等である。このうち、「変化の前後にわたるその物品の形状」である発泡状態の変化を示す開蓋後の平面図1ないし10に基づく上記10秒間の発泡状態の経時的変化は、写真1枚につき概ね1秒ごとに生じる変化である。

(5) 本願は、発泡状態の変化を示す開蓋後の平面図1ないし3において、缶周縁に帯状となった気泡の幅は一定ではなく、その輪郭形状もいびつな円形であり、その過程において、気泡による帯の幅が増した箇所がある一方で、消滅ないし減少した箇所がある。ま

た、中央部の白い部分が消えて、白い気泡の小さな集合が不規則に散在する状態になった後、円環形状の径が漸次的に狭まっていくものの、輪郭形状の径が狭まる進行の度合いも場所により一定ではなく、形状も円ではなくいびつな形状を示した後に、2段の円錐台形状に至る。このような気泡の発生及び消滅の状況は、上記意匠ないし動的意匠の要件である一定の期間、一定の形状を有し、境界を捉えることのできる定形性があるものとみられないほか、変化の態様に一定の規則性があるか、あるいは変化の形状が定常的であるとも認め難いものである。

なお、本願意匠を実施した商品についての公開情報によっても、気泡の総体の形状及びその変化は、開栓ごとに異なり、缶の周縁部に大きな泡が複数視認できる状態、まだらに湧いた気泡が増加する状態、泡の総体が球の一部を切り取ったようなドーム形状に盛り上がった状態、缶内部の液面の周縁部にкаろうじて泡の集合がみられる状態などが認められるにとどまり、開栓の都度、本願の願書の添付写真と同じ形状等が再現されるものとは認められず、この点に照らしても、本願意匠に示された気泡の発生及び消滅の状況が定形性を欠き、変化の態様に一定の規則性はなく、変化の形状が定常的であるとも認め難いとの上記の認定は、相当ということができる。

そうすると、本願意匠は、意匠登録を受けることのできる意匠には該当しないものというべきである。

【意匠に係る物品】 容器入り飲料

【意匠に係る物品の説明】 本物品は容器入りの発泡性飲料であり、開蓋後に容器内の圧力が開放されると、容器内周面より起泡する。

【意匠の説明】 ピンク色で着色された部分以外の部分が、意匠登録を受けようとする部分である。開蓋後、容器内周面より起泡し、「開蓋後の平面図」に示す状態から「発泡状態の変化を示す開蓋後の平面図 1～10」に示す状態へと発泡状態が経時的に変化する。「開蓋後の平面図」に示す状態から「発泡状態の変化を示す開蓋後の平面図 1～10」に示す状態までの変化の時間は 10 秒である。

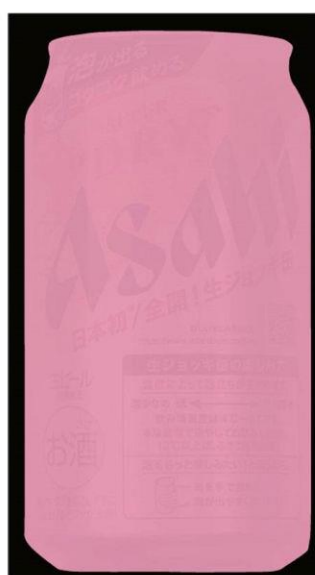
斜視図



正面図



背面図



本複製物は、特許庁が著作権法の規定に基づいて複製したものです。
取り扱いにあたっては、著作権侵害とならないよう十分にご注意下さい。

左側面図



右側面図



平面図



底面図

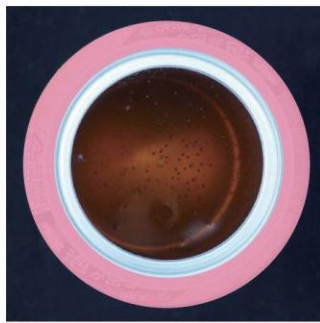


開蓋後の斜視図

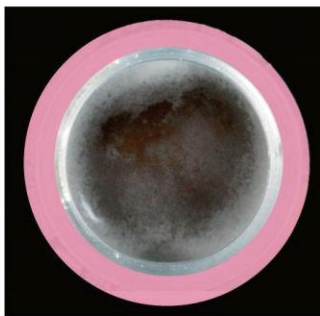


本複製物は、特許庁が著作権法の規定に基づいて複製したものです。
取り扱いにあたっては、著作権侵害とならないよう十分にご注意下さい。

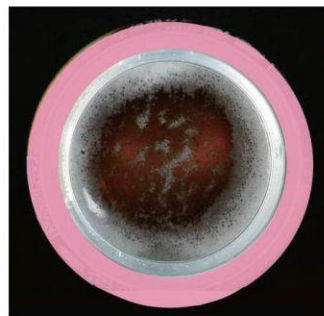
開蓋後の平面図



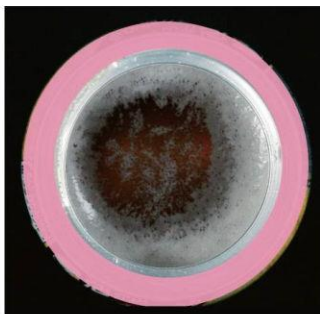
発泡状態の変化を示す
開蓋後の平面図 1



発泡状態の変化を示す
開蓋後の平面図 2



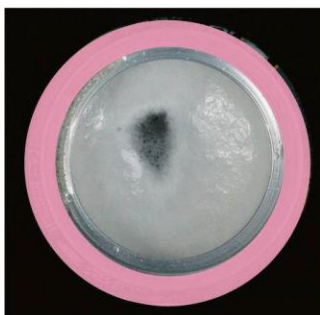
発泡状態の変化を示す
開蓋後の平面図 3



発泡状態の変化を示す
開蓋後の平面図 4



発泡状態の変化を示す
開蓋後の平面図 5



発泡状態の変化を示す
開蓋後の平面図 6



本複製物は、特許庁が著作権法の規定に基づいて複製したものです。
取り扱いにあたっては、著作権侵害とならないよう十分にご注意下さい。

発泡状態の変化を示す
開蓋後の平面図 7



発泡状態の変化を示す
開蓋後の平面図 8



発泡状態の変化を示す
開蓋後の平面図 9



発泡状態の変化を示す
開蓋後の平面図 10



発泡後の状態を示す開蓋後の開口部拡大斜視図



本複製物は、特許庁が著作権法の規定に基づいて複製したものです。
取り扱いにあたっては、著作権侵害とならないよう十分にご注意下さい。